

提 言 書

提 言 1 ふるさとを愛する心と社会に貢献する志の育成について

《提言の背景》

- ・ 本県では、児童生徒の郷土愛を育み、将来の秋田を支えていく人材の育成に向けて、平成5年度から「ふるさと教育」を推進されてきた。人口減少が急激に進む中であって、若者の県内定着を図ることは、人口の流出を抑えるだけでなく、本県の未来を支える人材を確保する観点からも重要であり、これまで以上に地域企業や関係機関等との連携を深め、ふるさと教育を基盤としたキャリア教育を進めていく必要がある。
- ・ 新規高卒者の3年後離職率は、全国平均より低いものの、依然として高い水準にある。また、特別支援学校の卒業生の離職率も同様に高い水準にあるが、とりわけ、障害のある方は、一旦離職してしまうと再就職が困難となったり、再就職したとしても職場や仕事内容に慣れるのに時間がかかったりする傾向にあり、離職防止・職場定着に向けた支援が極めて重要である。
- ・ デジタル技術の急速な普及やグローバル化の進展により社会が激しく変化し、様々な課題が生じている今日においては、これまでの文系・理系といった枠にとらわれず、各教科等の学びを基盤としつつ、様々な情報を活用しながらそれらを統合し、課題の発見・解決や社会的な価値の創造に結び付けていく資質・能力の育成が求められている。
- ・ 技術革新や産業構造の変化などに伴い、社会で活躍するために求められる資質・能力は変化し続けており、そうした中であって、地域の持続的な発展に寄与する人材を育成するためには、高等教育機関や地域産業との連携が重要である。

このような背景の下、次のとおり提言する。

《提言》

(1) キャリア教育の充実について

- ① 児童生徒が本県の産業構造や県内企業について理解を深めることができるように、職場見学、職場体験、インターンシップなどの更なる充実を図ること。
- ② 児童生徒が将来の職業イメージを確立できるように、職業や大学で学ぶ内容等について理解を深める機会の充実を図ること。
- ③ 関係機関との連携や支援員の配置等により、きめ細かな就職支援と職場定着を推進すること。
- ④ 企業との連携により、障害のある生徒に対する職業教育に関する教育課程の改善を進めること。

【具体的な方策】

① 職場見学・職場体験・インターンシップなどの充実

- ・ 県内企業への就職を促進するためには、生徒や教員が、農林水産業を含めた本県産業の特徴や産業構造とともに、どのような就職先があるかを知ることが重要であることから、県内企業の職場見学、職場体験、インターンシップなどの体験活動の更なる充実を図るべきである。
- ・ 各学校が職場見学等の取組を効率的・効果的に進めるため、現在運用中の広域職場体験システム（A-キャリア）の利用拡大を図るとともに、同システムの登録企業が増えるよう企業への働きかけを行うべきである。

② 職業や大学で学ぶ内容等について理解を深める機会の充実

- ・ 高校卒業後に進学を希望する生徒が、将来を見据えた進学先の選択や就職イメージの確立ができるように、県内大学と高校の連携の下、大学で学ぶ内容や卒業後の職業等について理解を深めるセミナーを開催すべきである。

③ きめ細かな就職支援と職場定着の推進

- ・ 就職支援員の活動の更なる充実を図るとともに、関係機関との連携の下、地域産業への理解を深めるための企業情報等の提供や、社会人として求められるスキルの習得に向けたセミナーの開催等の取組を推進すべきである。
- ・ 早期の離職防止に向け、職場定着支援員や就職支援員、関係機関が連携し、離職原因の調査分析とその成果を踏まえた対策を推進するとともに、早期離職者への再就職に向けたフォローを行うべきである。

④ 障害のある生徒に対する職業教育に関する教育課程の改善

- ・ 地域の企業と連携し、作業内容の校内導入や技術指導の実施など、企業自体を学習の場とした作業学習や職場実習に取り組むべきである。
- ・ より多くの企業が特別支援教育に理解を持ち、連携の取組が更に進むように働きかけていくべきである。
- ・ ICTを活用した在宅就労など特別支援学校卒業者の就労先が広がる中、従来の事業所に通勤・通所する形態のみならず、在宅での労働などの形態についても視野に入れた進路指導等が行えるよう、ICTを活用した職業教育を行うべきである。

(2) 時代の変化や社会の要請に応える教育の充実について

- ① 各学校段階を通じて、社会で活躍するための基礎となる情報活用能力の涵養を図ること。
- ② 高等教育機関や産業界と連携・協働した高度な教育活動の展開を図ること。

【具体的な方策】

① 社会で活躍するための基礎となる情報活用能力の涵養

- ・ 実社会につながる課題の解決等を通じた問題発見・解決能力の育成とともに、レポートや論文、プレゼンテーション等の形式で課題を分析し、論理立てて主張をまとめること等を通じた言語能力の育成に加え、情報手段の基本的な操作の習得、プログラミング的思考、情報モラル等に関する資質・能力など情報活用能力

について、各学校段階を通じ、計画的に取り組むべきである。

② 高等教育機関や産業界と連携・協働した教育活動の展開

- ・ 遠隔・オンライン授業が普及する中、大学や研究機関、企業等をはじめとした社会の多様な専門人材などのリソースを活用することにより、高度な学びの機会を提供すべきである。

提言 2 確かな学力の育成について

《提言の背景》

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、学びを保障する手段としての遠隔・オンライン教育が大きく注目され、「GIGAスクール構想」により整備された1人1台端末や高速通信ネットワークの運用が始まっている。社会全体のデジタル化・オンライン化が加速する中、ICTをこれからの学校教育を支える基盤的なツールとして必要不可欠なものと捉えた上で、学校教育の在り方を検討していく必要がある。
- ・ 近年、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒が増加しており、小・中・高等学校等の通常の学級においても、通級による指導を受けている児童生徒が増加している。一人一人の教育的ニーズに応じた支援を更に充実させるため、校内支援体制の機能強化や関係機関との連携の充実を図る必要がある。
- ・ 幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎となる重要なものであり、この時期に質の高い幼児教育が提供されることは極めて重要である。しかし、幼稚園、保育所、認定こども園等（以下「就学前施設」という。）に対して、教育内容・指導方法等に関する助言等を行う市町村の体制は必ずしも十分ではない。また、保育者の資質の維持・向上は、就学前施設においても重要であると認識されているが、園外や遠方での研修への参加に当たっては、必要経費の確保や代替職員の確保などの課題を抱えている。
- ・ 核家族化、共働き家庭やひとり親家庭の増加など、家庭をめぐる環境が変化するとともに、都市化や過疎化等により地域の社会関係資本が失われ家庭や地域の教育力が低下する中で、本来であれば家庭や地域でなすべきことが学校に委ねられるようになり、学校及び教員が担う業務の範囲が拡大し、その負担が増加している。

このような背景の下、次のとおり提言する。

《提言》

(1) ICTを活用した質の高い学びの充実について

- ① ICTを日常的に活用し、授業改善を行うこと。
- ② 対面指導と遠隔・オンライン教育とのハイブリッド化による授業の充実を図ること。
- ③ ICTの活用に向けた教員の研修体制や児童生徒への支援体制を構築すること。
- ④ 学校で学びたくても学べない児童生徒への遠隔・オンライン教育の活用を検討すること。

【具体的な方策】

① ICTを活用した授業改善

- ・ ICTを日常的に活用することにより、児童生徒がICTを「文房具」として捉え自由な発想で使用できるようにし、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に生かしていくべきである。
- ・ 個々の児童生徒の知識・技能等に関する学習計画や学習履歴（スタディ・ログ）等の教育データを活用し、個々の状況に応じたきめ細かな指導や学習評価の充実、学習の改善を図るべきである。

- ② 対面指導と遠隔・オンライン教育とのハイブリッド化による授業の充実
 - ・ ICTの活用により他の学校・地域や海外との交流等も含め、これまでできなかった学習活動が可能となることから、児童生徒の発達の段階を踏まえ、教員による対面指導に加え、目的に応じて、遠隔授業やオンデマンドの動画教材等を取り入れた授業を実施すべきである。
- ③ ICTの活用に向けた体制の構築
 - ・ 授業にICTを活用するためには、教員が機器の操作等に精通することが不可欠であることから、全ての教員がICTを活用した授業を実施できるよう、ICTの活用に関する研修を計画的に実施すべきである。
 - ・ ICTを活用した学びを充実させるため、GIGAスクールサポーターやICT支援員といったICT人材の確保を促進すべきである。
- ④ 学校で学びたくても学べない児童生徒に対する学習機会の提供
 - ・ 病気療養、不登校など、学校で学びたくても学べない児童生徒に対する、遠隔・オンライン教育を活用した学習機会の提供について検討すべきである。

(2) 特別支援教育の充実について

- ① 関係機関との連携の下、特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対して、就学前から卒業に至るまで、切れ目のない支援体制の整備を図ること。
- ② 特別支援学校が、地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすため、関係機関との連携を強化し、更なる機能の充実を図ること。
- ③ 全校（園）種の教職員の特別支援教育に係る資質・能力の向上を図ること。
- ④ ICTの活用による障害の状態や特性等に応じた学びを推進すること。

【具体的な方策】

- ① 関係機関との連携による切れ目のない支援体制の整備
 - ・ 特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対して、幼児教育段階からの一貫した支援を充実させるため、教育、医療、福祉、保健、労働等の関係機関において情報共有を図るなど、早い段階からの相談・支援体制を構築すべきである。
 - ・ 就学前から卒業まで、各発達段階を通じ、円滑な情報共有・引継がなされるよう、各学校で「個別の支援計画」を作成するとともに、情報の取扱いに留意した上で、適切にその内容を引き継ぐ仕組みを構築すべきである。
 - ・ 児童生徒の利用が進んでいる放課後等デイサービス事業所と学校との連携促進に向けた研修会を開催するなど、教育と福祉の連携を更に強化すべきである。
- ② 特別支援学校のセンター的機能の充実
 - ・ 各特別支援学校が、地域における特別支援教育の推進拠点となり、地域の就学前施設、小・中・高等学校等に対する研修支援の充実、教育相談体制の強化を図るべきである。
- ③ 教職員の専門性の向上
 - ・ 全ての教職員が、障害の特性等に関する理解を持ち、個別の支援計画等の基礎的な知識、合理的配慮に対する理解、それらを基にした適切な指導方法など、特別支援教育に係る資質・能力を向上できるよう、体系的な研修を実施すべきである。

- ・ 管理職や特別支援教育コーディネーター等が中心となり、全ての教職員が日々の業務の中で必要な助言や支援を受けられる体制を構築すべきである。

④ ICTの活用による学びの推進

- ・ 特別支援学校や特別支援学級等におけるICTを活用した学習活動の充実により、障害のある幼児児童生徒の情報活用能力の育成を図るとともに、障害の状態や特性等に応じた学びを推進すべきである。

(活用例)

- ・ 視覚障害のある児童生徒：タブレット端末の表示変換機能やカメラの拡大機能、音声読み上げソフトの活用等
- ・ 聴覚障害のある児童生徒：文字変換ソフト、電子黒板や大型ディスプレイの活用等
- ・ 知的障害のある児童生徒：視覚情報や聴覚情報を用いた学習ソフト、コミュニケーション支援アプリの活用等
- ・ 学習障害のある児童生徒：タブレット端末での文字（音声）入力・デジタル教材や音声読み上げソフトの活用等

(3) 就学前教育・保育の充実について

- ① 就学前教育・保育と小学校教育との円滑な接続を推進すること。
- ② 就学前教育・保育を担う人材の資質及び専門性の向上を図ること。

【具体的な方策】

① 小学校教育との円滑な接続の推進

- ・ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ、就学前施設と小学校の教職員が連携を図るとともに、小学校ではスタートカリキュラムも活用しながら、就学前教育・保育との接続の一層の強化を図るべきである。
- ・ 就学前から小学校への教育的なつながりを確保するためには、就学前施設と小学校の教職員が、両者の教育について理解を深め、違いや課題を共有することが重要であることから、合同研修会や相互交流を継続的に実施すべきである。

② 就学前教育・保育を担う人材の資質・専門性の向上

- ・ 就学前施設を巡回して助言等を行う「教育・保育アドバイザー」の市町村における配置を促進するとともに、県の就学前教育の拠点となる「幼児教育センター」の機能を強化し、教育・保育の質の更なる向上を図るべきである。
- ・ 就学前施設における業務のICT化の推進等により、教職員の事務負担の軽減を図ることが重要である。

(4) 学校・家庭・地域の連携・協働体制の構築について

- ① 家庭教育支援体制の強化に向けた取組を促進すること。
- ② コミュニティ・スクールの導入及び運営の充実を促進すること。

【具体的な方策】

① 家庭教育支援体制の強化

- ・ 地域の人材がチームで家庭教育に関する相談活動や学習機会の提供を行うなど、地域全体で家庭を支える取組や体制づくりを進めるべきである。
- ・ P T A等と連携し、P T A授業参観や学校だよりの配付などの様々な機会を捉えて、保護者に対し、家庭教育に関する情報提供を行うべきである。
- ・ I C Tを活用したデジタルでの資料配付やオンライン会議の開催など、保護者の負担感が少なく、誰でも気軽に参加できるP T A活動に対して支援すべきである。

② コミュニティ・スクールの導入及び運営の充実

- ・ 保護者や地域住民が構成員に加わる「学校運営協議会」を設置する学校（コミュニティ・スクール）を拡大し、効果的に運用していくためには、地域との連携が不可欠であることから、その意義や効果について、事例等を示すなどして地域の理解を広げていくべきである。
- ・ コミュニティ・スクールがしっかりと機能しているかどうかを検証・確認する体制を構築すべきである。

提言 3 豊かな心と健やかな体の育成について

《提言の背景》

- ・ 誰もが安心して生活し、活躍できる社会の実現に向けて、性別、国籍やルーツ、障害の有無、年代の違いなどを超えて、誰もが互いの多様性を認め合い、それぞれの人権を尊重し合える社会づくりが求められている。
- ・ 「秋田県いじめ防止対策推進条例」に基づき、いじめの定義やいじめを正確に漏れなく認知することの重要性に関する各学校の理解が深まったことにより、いじめの認知件数は増加傾向にある。
- ・ 本県の千人当たりの不登校児童生徒数は、全国と比較して少ない状況が続いているが、近年、増加傾向にある。
- ・ 本県の児童生徒の体力・運動能力の状況は、全国平均に比べて高く、良好な状況にあるが、校種が進むにつれ、運動する子どもとそうでない子どもの運動習慣の二極化傾向が見られる。
- ・ 運動部活動は、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中での好ましい人間関係の構築、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい。しかしながら、部活動の運営は、教員の長時間労働の一因になるとともに、競技・指導経験のない教員には大きな負担となっているとの声もあり、少子化の進展と相まって、従前と同様の運営体制では、その維持が難しくなっている。
- ・ 本県の児童生徒の生活習慣の状況は、全国平均に比べて比較的良好な状況にあるものの、肥満傾向児の出現率は、小・中学校全ての年齢において全国平均を上回っており、朝食を毎日食べる児童生徒の割合も、学年が進むにつれて低くなる傾向にある。

このような背景の下、次のとおり提言する。

《提言》

(1) 規範意識や自他を尊重する心を育む教育の推進について

- ① 多様性を尊重する人権教育の充実を図ること。
- ② 児童生徒による主体的ないじめ防止等の取組を推進すること。
- ③ いじめ・不登校の未然防止等に向けた教育相談体制の充実を図ること。

【具体的な方策】

① 多様性を尊重する人権教育の充実

- ・ 全ての児童生徒が、多様な言語や文化、価値観について理解し、互いを尊重しながら学び合い、異文化理解や多文化共生の考え方が根付くような取組を進めるべきである。

② 児童生徒による主体的ないじめ防止等の取組の推進

- ・ 学級活動や道徳科等の授業において、児童生徒が、いじめの問題について学び、主体的に考え、児童生徒自身でいじめ防止の活動について発信する取組を推進すべきである。また、こうした取組を、それぞれの学校や自治体内に留まらず、秋

田県教育研究発表等で、共有し合い、県全体でいじめを許さない学校づくりを進めるべきである。

③ 教育相談体制の充実

- ・ いじめ・不登校の未然防止等に向け、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを充実させるほか、SNS等を活用した相談を実施するなど、教育相談体制の整備を一層進めるべきである。

(2) 学校における体育活動の充実と健康教育の推進について

- ① 身体の成長を促し社会性を培う体育的な活動を促進するとともに、指導体制の充実に図ること。
- ② 持続可能な運動部活動の運営体制の整備に向けた取組を推進すること。
- ③ 関係機関との連携による健康教育の更なる充実に取り組むこと。

【具体的な方策】

① 体育的な活動の促進と指導体制の充実

- ・ 望ましい生活習慣を身に付けさせるとともに、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現・継続することができるよう、子どもの運動習慣の確立と体力の維持・向上に向けた取組を推進すべきである。

② 持続可能な運動部活動の運営体制の整備

- ・ 持続的な運動部活動の実現に向け、部活動指導員や外部指導者などの地域人材の活用、活動時間や休養日の基準の設定、短時間で効果的な指導の推進などに取り組むとともに、休日の部活動の段階的な地域移行に向けた準備を進めるべきである。

③ 関係機関との連携による健康教育の更なる充実

- ・ 児童生徒の現代的健康課題の解決に向けて、保健・医療機関等と連携を図った授業等を推進すべきである。また、1人1台端末を効果的に活用し、児童生徒が健康の価値を自らのこととして認識し、学んだ知識を日常生活に生かし、健康の保持増進のために必要な力を身に付けさせるべきである。

提言 4 生涯にわたり学び続ける環境の構築について

《提言の背景》

- ・ 障害者権利条約の批准や障害者差別解消法の施行等を契機として、障害の有無に関わらず、全ての人々が、より良く生きるためにそれぞれが必要とする学習を生涯にわたって継続することのできる社会を形成していくことが求められている。しかしながら、障害のある方の学校卒業後の学びの場が非常に限られていることや、学べる機会についての情報が適切に提供される体制となっていないことなどが課題となっている。
- ・ ICTの進展に伴い、オンラインによる授業や動画配信などにより、働いている人や子育てをしている人、介護をしている人であっても、誰もがいつでもどこでも学ぶことができる環境が整ってきている。
- ・ 本県では、国の「重要無形民俗文化財」に全国最多の17件が指定されており、そのうち5つがユネスコ無形文化遺産に登録されている。また、令和3年7月に、鹿角市大湯環状列石及び北秋田市伊勢堂岱遺跡を含む「北海道・北東北の縄文遺跡群」が世界文化遺産に登録された。
- ・ 海と山に囲まれ、多彩な食材に恵まれた本県には、豊かな食文化が根付いているが、少子化や食の多様化が進む中、その保存・継承が困難になりつつある。その一方で、平成25年に「和食；日本の伝統的な食文化」がユネスコの無形文化遺産に登録され、近年、食文化への国内外の関心が高まりつつある。

このような背景の下、次のとおり提言する。

《提言》

(1) 生涯学習の推進について

- ① 障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実に向けて関係機関が連携した取組を進めること。
- ② 生涯学習のデジタル化を推進すること。

【具体的な方策】

① 障害者の生涯学習の推進

- ・ 障害のある方が、一人一人の特性に応じて、得意分野の能力を開花させ、社会で活躍する可能性を広げられるよう、ICTも積極的に活用しつつ、関係機関が連携して、多様な学びの場を作るべきである。
- ・ 特別支援学校においては、学校段階から卒業後を見据えて、生涯学習への意欲を高める指導や社会教育との連携を図った教育活動を行うべきである。
- ・ 学びの場における施設・設備、交通アクセスといった課題から、学習機会を提供する側の障害に対する理解不足といった課題に至るまで、様々な課題の解消に向け、事例を蓄積し、調査研究を行うべきである。

② 生涯学習のデジタル化の推進

- ・ 県民の学びの機会を拡充するため、オンライン講座や講演動画のオンデマンド

配信など、オンラインを活用した生涯学習講座をより広く実施すべきである。

- ・ 時間的制約の多い社会人であっても、職業に関して必要な知識やスキルを身に付け、それを仕事につなげることができるよう、大学等においてオンラインを活用した学び直し講座等の開設を促進すべきである。
- ・ 家庭にインターネット環境がない高齢者等にオンラインを活用した学びの場を提供するため、公民館等のICT環境の充実について、市町村等と連携して進めるべきである。

(2) 文化遺産の保存・活用について

- ① ふるさと教育の更なる充実に向けて、地域への誇りや愛着につながる文化遺産の更なる活用を図ること。
- ② ICT等を活用し、本県の文化財の価値や魅力を分かりやすく情報発信すること。
- ③ 本県の郷土食の保存・継承・活用に向けた取組の充実を図ること。

【具体的な方策】

① ふるさと教育における文化遺産の活用

- ・ 地域人材による伝統文化の継承、学校を会場とした民俗芸能の体験、外部人材と連携した遺跡等での学習など、文化遺産を積極的に活用した学習活動を行うべきである。

② ICT等を活用した文化財の情報発信

- ・ 文化財の価値や魅力を伝える動画を作成してインターネット上で公開するほか、現地へのアクセス方法、体験できる内容などを分かりやすく情報発信すべきである。
- ・ 案内板や解説板等について多言語表記やQRコードの埋め込みを行うほか、SNSを通じた情報発信を行うなど、デジタルツールを積極的に活用すべきである。

③ 郷土食の保存・継承・活用

- ・ 学校給食における郷土食の提供や総合的な学習の時間における食文化に関する学習等を通じ、児童生徒の郷土食に対する知識・関心を高める取組を進めるべきである。